

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第630号

2014年(平成26年)2月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報  
の開示請求権について(答申)

2014年(平成26年)1月28日付けで諮問(第630号)された  
介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報の開  
示請求権について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。)第20条第2項の規定に基づく請求者の開示請  
求権は、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の管理情報の開示に対する説明を総合すると、次のとおりで  
ある。

(1) 諮問に至った経過

平成26年1月21日付けで、藤沢市個人情報の保護に関する条例  
第20条の規定に基づき、介護保険課で保有する介護保険被保険者情  
報の開示請求がされた。

請求者は、当該開示請求対象者の二男であり、本人は認知症により  
判断能力がないため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第  
2項及び藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第14条第5  
項の規定に基づき、代理人として請求があったものである。

しかし、請求者は現在、当該対象者と面会できる状況になく、当該  
対象者の現在の状況を把握していないことから、条例第20条に定め  
る開示請求者としての権限を有することに疑義が生じたため、藤沢市  
個人情報の保護に関する条例第22条第1項の規定に基づき、藤沢市  
個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 管理情報の開示について

ア 開示する管理情報の内容

介護保険要介護認定・要支援認定申請書(平成25年12月4日  
申請分)

イ 請求者

当該開示請求対象者の二男

ウ 開示請求の根拠規定

藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第1項及び第2項

藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第14条第5項

エ 管理情報の開示に対する実施機関の考え方

今回の開示請求に至った経緯について、請求者に確認したところ、「母親は、以前別の介護施設に入所していたが、1年ほど前、兄(当該対象者の長男)が母親を別の施設に移してしまった。兄に問い合わせても、入所先を教えてはもらえず、母親の現在の状況は分からない。他の親戚も母親の居所は知らず、兄が誰にも知らせていない。母親の現状を確認するために要介護認定申請書を見たい。母親は何年も前から認知症で、判断能力がなく、自分が代理人として請求ができるはず。」とのことである。

今回の請求に係る対象者は、要介護5の認定を受けており、要介護認定の調査票及び医師の意見書からも、本人に判断能力がなく、自ら開示請求をすることができない状態であることが確認できる。

藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第2項では、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。」と規定しており、また、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第14条第5項においては、代理人及び当該代理人が開示請求をすることができる管理情報の内容を、「本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求をすることができない状態にある場合における配偶者、二親等以内の者又は現に介護をしている者であって、家族共同体構成員であるもの 当該本人の介護に関する情報が含まれている管理情報」と規定していることから、当該対象者の二男である請求者は、代理人として当該開示請求を行うことができ、要介護認定申請書の開示を行って差し支えないと考えているが、当該対象者の介護をしていない二男が、代理人としての権限が認められるのか疑義があることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をした上で、本件開示請求の可否を判断する必要があると考える。

(3) 提出資料

ア 管理情報開示・訂正等請求書

イ 介護保険要介護認定・要支援認定申請書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

実施機関の説明によると、今回の開示請求に至った経緯について、

請求者に確認したところ、「母親は、以前別の介護施設に入所していたが、1年ほど前、兄（当該対象者の長男）が母親を別の施設に移してしまった。兄に問い合わせても、入所先を教えてはもらえず、母親の現在の状況は分からない。他の親戚も母親の居所は知らず、兄が誰にも知らせていない。母親の現状を確認するために要介護認定申請書を見たい。母親は何年も前から認知症で、判断能力がなく、自分が代理人として請求ができるはず。」とのことである。

今回の請求に係る対象者は、要介護5の認定を受けており、要介護認定の調査票及び医師の意見書からも、本人に判断能力がなく、自ら開示請求をすることができない状態であることが確認できる。

藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第2項では、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。」と規定しており、また、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第14条第5項においては、代理人及び当該代理人が開示請求をすることができる管理情報の内容を、「本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求をすることができない状態にある場合における配偶者、二親等以内の者又は現に介護をしている者であって、家族共同体構成員であるもの 当該本人の介護に関する情報が含まれている管理情報」と規定していることから、当該対象者の二男である請求者は、代理人として当該開示請求を行うことができ、要介護認定申請書の開示を行って差し支えないと考えているが、当該対象者の介護をしていない二男が、代理人としての権限が認められるのか疑義があることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をした上で、本件開示請求の可否を判断する必要があると考える、とのことである。

しかしながら本件の場合、開示請求者と個人情報の帰属主体である本人との関係が、継続的に安定しているものではないと思料されることから、本件開示請求者を、帰属主体である本人の正当な家族共同体構成員として認められるかどうかについては疑問がある。

よって、条例第20条第2項に基づく開示請求権は認められない。

以 上